

## 〔利用上の注意〕

### 1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 本調査は固定されたサンプルを対象に実施する等、通常の統計調査とはその性格が異なる。また、結果は回答が得られた企業の回答を単純に集計したものであり、必ずしも我が国の企業全体を表すものではない。
- (2) 調査票全般の記入が得られず、調査事項によって集計社数が異なる場合がある。例えば「モデル所定内賃金」の場合、30 歳、35 歳、40 歳等の年齢によって、集計社数は異なる。
- (3) 回答企業の事情により、労働組合員等、労働者の一部のみを対象とした回答が含まれる場合がある。
- (4) 所定の期日（令和 6 年 6 月末日など）ではない期日における回答が含まれる場合がある。
- (5) モデル所定内賃金、実在者平均所定内賃金、モデル一時金（集計表第 10 表、第 11 表及び第 12 表）の年齢は、令和 6 年 4 月 1 日現在の年齢である。
- (6) 必ずしも前回調査と同様の調査を行っているものではないため、時系列の経過をみる場合には注意が必要である。
- (7) 今回調査した「特殊勤務手当」及び「通勤手当」の前回調査は令和元年である。

### 2 表中の符号等の用法

- 「－」……………回答が得られていないもの  
「0.0」又は「0.00」……表章単位未満のもの（ $0 < \text{当該数値} < 0.05$  又は  $0.005$ ）  
「＊」……………回答企業が 1 社である調査事項

### 3 その他

- (1) 産業分類は独自に区分したものであり、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 産業分類の「その他のサービス」には介護、レンタルが含まれる。
- (3) 平成 27 年及び平成 30 年の調査では、産業分類を一部改定し、調査対象企業を一部入れ替えた。このため、過去の集計結果との比較には注意が必要である。
- (4) 集計表第 10 表において、賃金表や昇給表等から理論的に算出することが難しい場合にはモデル条件に該当する実在者の所定内賃金（ただし交替手当、通勤手当を除く）を計上した。
- (5) 集計表第 10 表、第 11 表及び第 12 表において、「事務・技術労働者」と「生産

労働者」の区分が困難であると回答した企業については、「事務・技術労働者」として集計した。

- (6) 本文中の表等における構成比については、四捨五入の関係で内訳の和が合計の数値と一致しない場合がある。
- (7) 「調査結果の概要」（6 頁～23 頁）では、項目の見出しごとに、参照する本文中の表を（表○）と、また 26 頁以降の集計表のうち該当する集計表を【集計表第○表】と表記した。
- (8) 参考として、本調査で使用した調査票様式を巻末に掲載した。